事例No.	500
公表年度	H29
団体の属性	中核市
団体名	岩手県盛岡市

事例区分	公営企業

タグ	・（公営企業）水道事業

事例種類	その他

事例内容・タイトル

盛岡市における水道料金等の改定について

出典

雑誌「公営企業」先進事例紹介（平成29年４月号）

先進事例紹介



盛岡市における水道料金等の改定について

盛岡市上下水道事業管理者
平野耕一郎

1. 盛岡市の水道事業の課題

1－1　盛岡市の水道事業の概況

盛岡市の水道事業は、昭和 9（1934）年 12 月 1 日に米内川を水源として各戸給水を開始して以来、市勢の伸展に伴う水需要の増加に対応した 7 次にわたる拡張事業を行い、今日まで毎日の暮らしに欠かすことのできない水を安全かつ安定的に供給してきました。

平成 27 年度末の給水人口は 286,982 人、水道普及率は 98.0％に達しており、配水能力 131,817 ㎥／日を確保して市民生活及び都市基盤に必要不可欠なライフラインとして重要な役割を担っています。

平成 27 年 3 月には、安全でおいしい水を安定的に供給し、持続可能な水道システムを構築して、将来を見据えて計画的に事業を推進するため、「第三次盛岡市水道事業基本計画～もりおか水道ビジョン～」を策定しました。この基本計画は、長期的な事業運営の視点に立って、平成 27 年度からの 10 年間に本市水道事業が取り組むべき施策の方向性を示すものであり、本市水道施設の整備に関する基本的方針を定めた「もりおか水道施設整備構想」や国の「新水道ビジョン」に示される取組方針等を踏まえた、盛岡市水道事業の将来像を示す水道事業ビジョンとなります。現在この基本計画に基づいて事業を推進しています。

1－2　料金改定の必要性

(1)　水需要及び料金収入の減少

今後も全国的な人口減少が予想される中で、近年、一般使用者においては、節水意識の高まりや節水機器の普及が進んでいることから、水需要の減少が更に加速しています。

また、本市の水道料金は基本料金と従量料金で構成され、従量料金は使用水量の増加に伴って単価が高くなる逓増型料金体系となっていることから、一般家庭の料金は比較的抑えられる一方で、多くの水を使用する企業等の大口使用者には、従量料金単価が高くなり、より多くの負担を求める料金体系となっています。

このことが大口使用者の地下水専用水道と上水道の併用、いわゆる「上水道離れ」を引き起こし、水需要減少の一因となっています。

水需要の減少は料金収入の減少をもたらし、この状態を放置することは将来的な経営の悪化へと繋がります。国の新水道ビジョンでも示されているとおり、将来にわたって持続的に安定経営を維持するとともに、生活様式の変化に即した公平適正な料金体系の構築が必要となります。

(2)　更新経費の拡大

今後、料金収入が減少していく状況であっても、老朽施設の更新や災害対策の充実などの課題を先送りすることはできません。この投資需要に見合う財源の確保が重要となります。

平成 27 年度末においては、法定耐用年数の 40 年を超えている老朽管路の延長は約 180km、耐震化されていない管延長は約 1,178km あり、これらの解消を含む浄水場等施設の更新需要を試算したところ、100 年間で約 2,441 億円、年平均では約 24 億円の更新経費が必要と算出されました。

更新に当たっては、水需要の減少を考慮したダウンサイジング、ランニングコストを最小化するエネルギー効率に優れた施設への再構築、そして大規模災害時においても給水を継続できる高い耐震性能を有する施設の整備など、アセットマネジメントに基づく計画的な施設更新を行う必要があります。

また、老朽施設の更新は直接的には給水収益の増加にはつながらないため、適切な維持管理によるライフサイクルコストの縮小やコスト削減等、より効率的な事業経営とともに料金制度の見直しなども含めた財務体質の強化を併せて図っていく必要があります。

(3)　大規模災害等への対応

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、これまでに経験したことのない甚大な被害をもたらしました。

本市では地震による配水管及び付属施設の破損は 10 箇所程度と施設被害は少なかったものの、市内全域に及ぶ長時間の停電による大規模な断水被害が発生したことから、これまでに停電対策として、米内浄水場への移動式高圧電源車の導入、各浄水場への自家発電装置の整備を完了しています。

今後も給水の持続を確保するため、大地震や集中豪雨などの自然災害、有害物質や病原性微生物の流入等を原因とする水質事故は起こり得るものという前提に立ち、これらに対応した強靭な水道システムを構築しなければなりません。

特に、先般の熊本地震でも明らかになったように、地震災害への対応としては、被災時の影響が大きい基幹施設の耐震化を推進するとともに、配水幹線や老朽管の更新を計画的に実施することで、配水施設の耐震性能を向上させていく必要があります。更新に当たっては、災害時、人命に関わる重要施設である基幹病院や避難所等へ供給する配水管の耐震化を優先的に進めるなど効果的な取組が必要となります。

また、何らかの原因により浄水場が供給停止となった場合には、被災浄水場に他の浄水場からのバックアップ配水を可能にするため、

浄水場施設の機能強化を進めて供給能力を確保するとともに、各浄水場間の配水幹線を連絡して配水の相互融通を可能にする管網形成が必要となります。

(4)　新水道ビジョンによる要請

平成 25 年 3 月に厚生労働省から示された「新水道ビジョン」における重点的な実現方策のうち、「新たな発想で取り組むべき方策」として料金制度の最適化が次のように挙げられています。

○　固定費と変動費の割合に適合した、 将来を見据えた料金体系へ、利用者の影響を抑制しつつ、事業実態に応じた検討を ○　水需要減少傾向の現状にあって、従来からの逓増制料金体系についても、緩やかな見直しを ○　地下水等の自己水源を利用する企業等への料金賦課方法について、経営的観点での対応を

このことから、この新水道ビジョンに沿って策定された「第三次盛岡市水道事業基本計画～もりおか水道ビジョン～」においても、主な取組事項として水道料金制度の研究が掲げられました。

1－3　使用者サービスの向上

水道事業における使用者サービスとは、安全でおいしい水を安定的に可能な限り低廉な料金で供給することが第一であることはもちろんですが、使用者のニーズを捉えて時代に即したサービスを導入していくことも大切な要素です。お客さまの利便性の更なる向上を目指し、料金関連サービスの導入も、料金改定と併せて検討することとしました。

2.財政の状況

2－1　概況

公営企業である水道事業は、安全でおいしい水を安定的に供給し、公共の福祉の増進に努めながら、常に企業としての経済性を発揮することを経営の基本原則としています。

本市では、これまでも上下水道組織の統合や人員削減などによる人件費の削減とともに、一部業務の民間委託や維持管理コストの削減に取り組みながら、健全で効率的な事業運営に努めてきました。これにより、本市水道事業の財政状況は、平成 27 年度決算において、約 19 億円の純利益を計上するなど順調に推移しています。

しかしながら、水道事業は「建設・拡張」の時代から「維持・更新」の時代へと変化し、水需要の減少とともに料金収入も減少するなど、経営環境は厳しさを増していくものと見込んでいます。

第三次盛岡市水道事業基本計画に基づく平成 29 年度以降の財政見通しは、水道料金収入の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加、平成 30 年代後半に着手予定の新米内浄水場建設費用に係る積立などを考慮すると、資金不足に陥る状況には至らないものの、平成 28 年度期首時点で約 68 億円あった留保資金が、平成 32 年度には約 3 億円に大きく減少することが見込まれています。

2－2　料金収入の見通し

事業経営における課題は、短期的な資金繰りではなく、人口減少時代における長期的な経営の維持にあります。算定期間である向こう 4 年間においては収入増を図る必要はないものの、今後有収水量が減少傾向にある中で、長期的には

固定費の安定的な回収が不可能となることが危惧されました。

このような見通しが得られた中で、資金不足になってから料金改定を切り出すのではなく、計画性を持った適切な料金体系を使用者に示していくことは、最終的には水道事業の信頼を得ることにも繋がると考えました。

このことから、今回の算定期間においては「収入増」ではなく「現行収入の維持」を前提として、料金構造の適正化を目標としました。すなわち、基本料金の割合を高めて従量料金の割合を下げることにより、収入レベルを現在と同等としながらも、固定費に係る収入を安定的に得られる体系に向けて、料金制度の体質強化を図りました。

3. 料金改定等の方向性

水道事業の課題及び財政状況を踏まえ、今回の料金改定においては、「①算定期間における現行の料金収入の維持を前提とした料金制度の体質強化」に加え、「②時代に即した料金制度の適正化」及び「③新しい使用者サービスの導入可能性」についても併せて検討を行いました。その結果、水道料金等の改定に係る諮問に向けて、次の 5 項目について検討を進めていくこととしました。

○　給水収益の安定性の確保
○　使用者間の負担の適正化
○　地下水専用水道への切替対策
○　遅収料金及び手数料の適正化・効率化
○　新しい使用者サービスの導入

4. 盛岡市上下水道事業経営審議会への諮問内容

本市の上下水道事業の運営においては、市長の諮問機関として、上下水道使用者及び知識経験者で構成する盛岡市上下水道事業経営審議会（以下、「経営審議会」という。）を常設し、上下水道事業の予算・決算その他経営に関する重要な事項について審議を行っています。

今回の水道料金等の改定案については、平成 28 年 7 月 20 日に市長が経営審議会に対して諮問を行いました。諮問内容は次のとおりです。

4－1　水道料金の見直し

(1)　新料金適用期日及び算定期間等について水道料金の算定期間は、平成 29 年 4 月から平成 33 年 3 月までの 4 か年としました。また、水道料金の算定根拠となる盛岡市水道事業給水条例の改定の適用期日を平成 29 年 4 月 1 日とし、5 月分として徴収する水道料金から新料金を適用するものとしました。

(2)　水道料金体系等

改定後の水道料金の体系は、次の考え方により設定することとしました。

①　全ての口径の基本料金を引き上げるとともに、全ての従量料金単価を引き下げます。このことにより、料金収入に占める基本料金割合を現行料金表による約 35%から 40%程度に高めます。
②　大口使用者の地下水専用水道への切替を抑制するため、大量の使用水量区分（1,001 ㎥以上）を新設し、逓増逓減制従量料金を採用します。
③　温泉浴場の 100 ㎥を超える従量料金

単価については、大口使用者の大量使用区分単価と同額に引き下げます。また、物価統制令に定める公衆浴場の従量料金単価については、これまでの政策的配慮を踏襲し据置とします。

④　臨時用の従量料金単価については、据置とします。

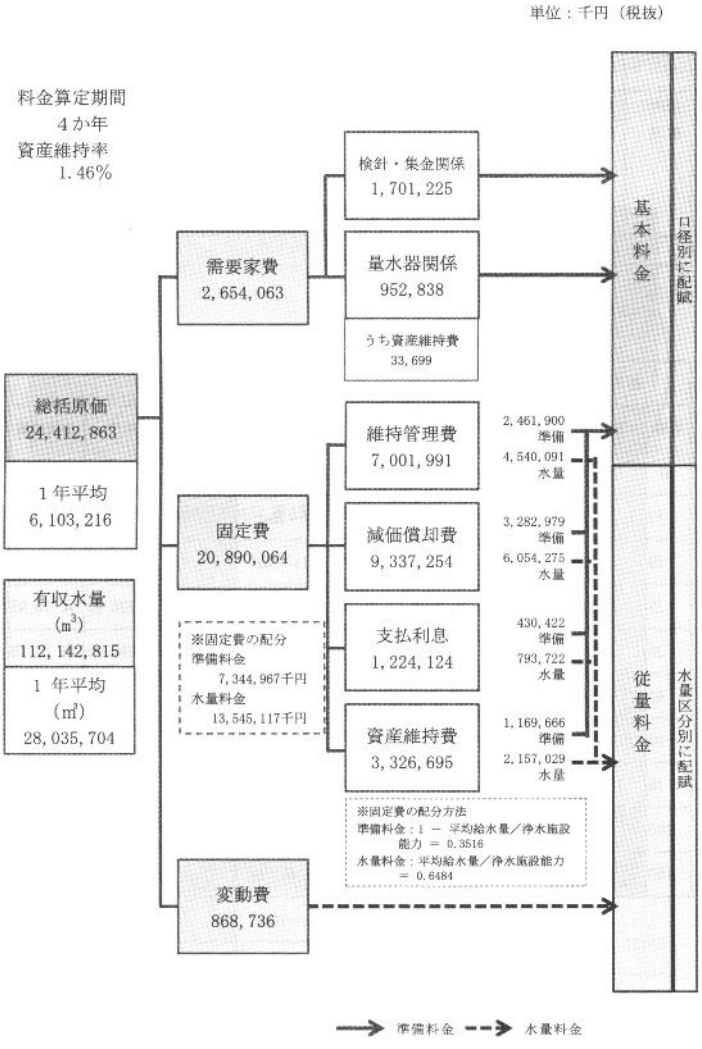
⑤　料金表の単価を消費税の総額表示方式とし、税込み表示とします。

(3)　総括原価の算定方法等

料金改定案の諮問と同時に、公益社団法人日本水道協会（以下、「日水協」という。）の水道料金算定要領に準拠した「盛岡市水道料金算定要領」の改定案についても併せて経営審議会で検討しました。

この算定要領に基づき総括原価を求めたところ、算定期間 4 年間の総括原価は 24,412,863 千円（1 年間当たり 6,103,216 千円）となりました。その内訳は図 1 のとおりです。

図１　総括原価の配賦



(4)　資産維持費

資産維持費は、償却資産に資産維持率を乗じて求めました。資産維持率の標準は日水協の算定要領に準拠して3%としたものの（表1E欄）、今回の料金改定は「現行収入の維持」を前提としたことから、現行レベルの料金収入を目指して割り返し、実際の資産維持率は1.46%（同G欄）となりました。

(5)　改定率等

改定後の料金収入見込みを現行料金収入で除した平均改定率は▲0.03%となりました。端数処理等の関係から0%ちょうどにはできませんでしたが、現行収入の維持を目指した概ね「ゼロ改定」と言える値を目指しました。

(6)　改定後の水道料金及び比較増減

改定後の水道料金及び比較増減については、表2のとおりです。

表1　総括原価の内訳

営業費用	営業費用（受託工事費を除く）		A		21,532,390千円
	控除項目（水道料金以外の収益的収入）		B		▲1,716,445千円
	計　A+B		C		19,815,945千円
資本費用	支払利息		D		1,236,524千円
	資産維持費	総額	E	3.0%	6,904,918千円
		調整額	F	▲1.54%	▲3,544,524千円
		小計　E+F	G	1.46%	3,360,394千円
	計　D+G		H		4,596,918千円
総括原価　C+H			I		24,412,863千円

表2　改定後の水道料金及び比較増減

基本料金（消費税込み）

口径 mm	改定案（円）	現行（円）	比較増減（円）
13	972	864	108
20	1,620	1,512	108
25	2,592	2,484	108
30	4,860	3,672	1,188
40	8,964	6,048	2,916
50	16,308	13,176	3,132
75	42,876	26,568	16,308
100	89,424	43,848	45,576
150	256,932	92,340	164,592

従量料金（消費税込み）

用途等の区分		水量区分	改定案（円）	現行（円）	比較増減（円）
一般用	口径25mm以下	1～10m³	64	66.96	▲ 2.96
		11～20m³	122	133.92	▲ 11.92
		21～30m³	216	226.80	▲ 10.80
		31～1000m³	270	293.76	▲ 23.76
		1001m³～	216	293.76	▲ 77.76
	口径30mm以上	1～50m³	270	272.16	▲ 2.16
		51～1000m³	270	293.76	▲ 23.76
		1001m³～	216	293.76	▲ 77.76
浴場用	一般公衆浴場		51	51.84	▲ 0.84
	温泉浴場	1～100m³	140	140.40	▲ 0.40
		101m³～	216	226.80	▲ 10.80
臨時用			507	507.60	▲ 0.60

4－2　第１種集合住宅特例制度の見直し

(1)　集合住宅特例制度

本市では、集合住宅に係る水道料金の計算方法について、図２により特例制度を設けています。

第１種集合住宅とは、親メーターのみを検針して大家等にまとめて料金を請求するものです。特例の適用により、基本料金は「13㎜ 口径の基本料金×世帯数」、従量料金は１棟の使用水量を全世帯で均等に使用したとみなして料金が計算されます。

一方、第２種集合住宅とは、子メーターを検針し、集合住宅の借主に直接料金を請求するものです。特例の適用により、基本料金は子メーターの口径で計算します。第１種及び第２種のどちらを選ぶかは建設時に建主が選択します。

ところが、この特例制度導入から 40 年以上が経過し、現在では、戸建や第２種集合住宅の使用者と生活実態が変わらないにも関わらず、第１種集合住宅の借主のみが一律口径 13㎜ という安い基本料金となっており、今の時代にそぐわないものとなっていました。

(2)　メーター口径の割合の変化

この状況に至る背景として、一般家庭が使用するメーター口径が時代とともに変化したことが挙げられます。

第１種集合住宅特例が定められた頃の昭和 59 年度と平成 26 年度の口径 13㎜ と 20㎜

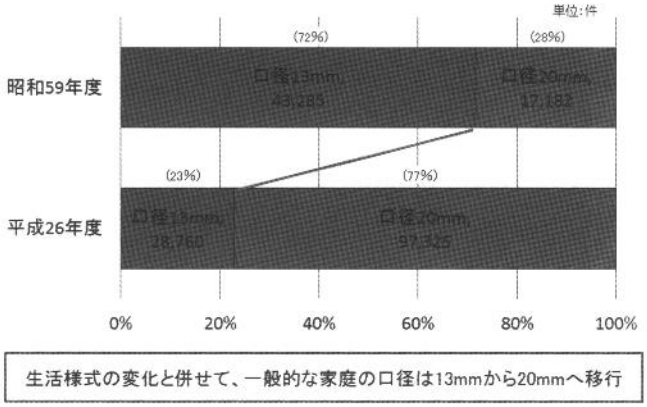
図２　集合住宅特例制度の概要

区分	上下水道局に支払う人	水道料金の計算方法	基本料金の口径の取扱
第1種集合住宅	大家（管理組合を含む）	・親メーターのみを検針 ・1棟の使用水量を全世帯で均等に使用したとみなして合計額を請求 （各世帯は、それぞれの負担分を大家に支払う）	一律13mm扱い@800円
第2種集合住宅	集合住宅の借主	・子メーターを検針 ・使用水量に基づいて各世帯に請求	子メーターの口径で計算（主に20mm）

※どちらの区分を選ぶかは、大家が決定する。

おおよその家に風呂、洗濯機、水洗トイレがある時代・・・
生活実態は変わらないのに、第1種集合住宅特例は時代にそぐわないものとなっている。

図３　メーター口径の割合の変化



生活様式の変化と併せて、一般的な家庭の口径は13mmから20mmへ移行

の給水栓数の割合の変化を図 3 に示しました。

昭和 59 年度は口径 13㎜が一般的であり、当時第 1 種特例を受ける集合住宅は、風呂や洗面所のないアパートが多かったことが想像されます。しかし時代が変わり大規模なマンションも増え、ワンルームのアパートでも 5 栓を超える世帯が一般的になりました。

また、給水装置工事の審査において、現在盛岡市では 5 栓以上の物件については口径 13㎜では承認していないという背景もあります。

(3)　見直し内容

料金改定前における、第 1 種集合住宅特例を適用した水道料金計算例は図 4 のとおりです。同じ使用実態でも 600 円の差があり、制度創設当時の考え方は現状においては使用者間に不均衡が生じていることが分かります。

このことから、集合住宅における水道の使用実態の変化に合わせて、第 1 種集合住宅のみなし基本料金を口径 13㎜相当額から口径 20㎜相当額に見直すこととしました。

4－3　新しい使用者サービスの導入

料金改定と同時に行う新しい使用者サービスについても、平成 29 年度の開始を目指して併せて諮問を行いました。

(1)　口座振替割引制度

水道料金口座振替利用者を対象に、水道料金の一部割引（1 か月当たり 50 円）を実施します。

(2)　基本料金の日割計算制度

水道使用期間が 1 か月に満たない場合であっても 1 か月分の基本料金を徴収している状況を改め、基本料金の日割計算を実施します。

(3)　ペイジー口座振替受付サービス

水道料金口座振替手続きの簡素化を図るため、ペイジーを利用した口座振替受付サービスを開始します。

(4)　毎月徴収制度

前回の料金改定時（平成 9 年）の答申において「一度に支払う金額を少なくするため、毎月徴収の方向で検討されたい。」とされていたことから、水道料金口座振替利用者のうち、希望する者に対して毎月徴収（隔月検針）を実施します。

図４　第１種集合住宅特例をを適用した水道料金計算例(改定前)

※台所・水洗トイレ・風呂・洗面台・洗濯機を使用する、標準的世帯の20m³/月の水道使用例（税抜で試算）

戸建住宅の場合

基本料金（20ミリ口径）	1,400円
従量料金	1,860円
計	3,260円

マンション(第1種集合住宅)の場合

基本料金（13ミリ換算）	800円
従量料金	1,860円
計	2,660円

同じ使用実態でも600円の差
→公平性に欠ける

4－4　その他の見直し

料金改定のほか、市民負担を伴う各制度の適正化・効率化についても検討し、次の 2 項目に係る見直しを行い、併せて諮問を行いました。

(1)　遅収料金の廃止及び遅延損害金の導入

現行の遅収料金制度を廃止し、電気料金など他の公共料金と同様に、新たに遅延損害金（年利率 5.0%）を設定します。

(2)　手数料の見直し

給水装置工事の設計審査又は完了検査事務において、給水装置を改造する場合の手数料を見直し、以前は分岐口径の変更がある場合は高い手数料区分を設けていましたが、見直し後は、分岐口径の有無に関わらず同額とします（一部値下げ）。

また、完了検査事務については、新たに「写真検査」の区分を追加することにより、写真検査のみで済むものには安い検査手数料を適用することとします。

5. 審議及び答申

5－1　審議の経過

本市における前回の料金改定は平成 9 年で、実に 20 年もの間、料金改定を実施していませんでした。経営審議会の委員も、現在は経営が安定していることから、任期中に料金改定の諮問が行われるとは予想しない方も多かったと思われます。そして、黒字でも改定を必要とする理由については、来たる人口減少や施設の老朽化の問題など、アセットマネジメントの見通しも含めて時間をかけて説明する必要がありました。

また、本市の抱える主な課題は全国的な趨勢でもあり、既に取組を進めている先進都市の話を聴く機会を持ちたいと考え、八戸圏域水道企業団及び松江市上下水道局をお迎えしての研修会、また水戸市水道部及び長野市上下水道局への先進都市視察を実施しました。（お世話になりましたこれらの事業体の皆様には、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。）

研修前後の経営審議会においては、他都市の事例を踏まえた上で、盛岡市の水道事業の現状と課題、そして今後の水道料金のあり方についての情報提供及び意見交換を行いながら、水道事業の長期的な課題を共有しました。

そして、現状における課題の把握を踏まえて、料金改定に係る諮問を行い、諮問の日を含めて 3 回に渡る審議が行われました。



先進都市視察の様子（長野市上下水道局）

5－2　答申及び付帯意見

諮問内容は、使用者間の負担の適正化、安定的な料金収入の確保及び使用者サービスの向上に資するものであり、妥当であると判断されました。

また、付帯意見として、過去 20 年間において料金改定が行われなかったことに触れ、今後は、料金算定期間が経過した際に水道料金の妥当性に係る検討を定期的に行うことが提案されました。

その他、地下水専用水道への切替抑制策、効率的な事業運営、人材育成及び技術の継承等についても意見が述べられました。

6. 市民及び議会への広報

料金改定等の周知については、次のような取組を行いました。

6－1　広報紙等

上下水道局で発行している広報紙「みずの輪」を水道料金改定特別号としてページを増やして発行し、水道使用者に全戸配布しました。また、下水道使用料と合わせて計算した改定後の料金早見表を作成し、同様に全戸配布しました。

6－2　ホームページ

上下水道局公式ホームページに料金改定に係る特設ページ「どうする？水道料金」を開設しました。経営審議会の審議経過や資料の公開を行ったほか、広報キャラクター「水道ぼうや」等を用いて分かりやすく説明した「水道料金のいろは」コーナーを設けるなど、料金制度に疑問を持った使用者から水道事業関係者まで、

「水道料金のいろは」コーナーの一部



できるだけ多方面に伝わる記事を目指しました。

6－3　記者発表

経営審議会へ諮問を行った直後に、諮問内容に係る記者発表及び質疑応答を行いました。その他、経営審議会及び答申についても、全て公開で開催しました。

6－4　集合住宅特例制度の見直しに係るお知らせ文書の送付・説明会の開催

集合住宅特例制度の見直しについては、集合住宅の管理人として登録している方全てに、新制度の概要に係るお知らせ文書を送付しました。

また、第1種集合住宅特例が適用されている管理人を対象とした説明会を開催したほか、相談コーナーを設けて、個別の問い合わせにも応じました。

6－5　議会説明

料金改定内容については、市議会全員協議会で説明を行ったほか、要請等に応じて、常任委員会、各会派による説明会でも説明しました。

7.今後の課題

7－1　料金制度について

経営審議会において付帯意見として挙げられたことを含め、料金制度に係る今後の主な課題は次のとおりです。

(1)　水道料金等の定期的な検証について

今後は、水道料金の妥当性に係る検討を定期的に実施することとします。

また、今回は下水道使用料の改定は行いませんでしたが、水道と共通の課題も多く、下水の経年管が今後急増していくことは既に明らかです。水道と併せて、下水道使用料改定に係るスタンスについても検討していく必要があります。

(2)　地下水専用水道の切替対策について

大口使用者に係る地下水専用水道への切替対策については、今回の改定において、「従量単価引下げ」、さらには「従量料金に1,001㎥以上の大量使用区分の設定」によって一定の対策を講じたところです。

今回の成果を踏まえながら、待機料金や個別需給契約等の新たな手段の是非についても検討していく必要があります。

(3)　個別事項の検証について

上記のほか、資産維持率の設定、基本料金割合、集合住宅特例制度、料金関連サービス等、今回改定を行った個別事項に対してもそれぞれ検証を行い、今後も時代に即した料金制度の構築を目指していく必要があります。

7－2　アセットマネジメントと水道料金

料金収入が減少する見込みであれば、単純な考え方として、まず支出を抑える努力をします。従来はその手段としていわゆる「人減らし」や「一時的な建設投資の抑制」に注力してきましたが、このような対症療法は既に限界となっており、今後はアセットマネジメントを踏まえて長期的に料金制度を考えていく必要があります。

本市においては、水需要の減少に合わせたダウンサイジングを基調とする長期の水道施設整備構想を策定しています（平成18年策定、平成26年改訂）。

持続可能な水道事業の運営のためには、いかに資本費を圧縮するかがポイントであると考えており、施設・管路の更新時においては、

少なくとも100年は使えるものを整備することを前提としながら、将来の事業規模の変化に対応する最適な施設整備を進めていくこととしています。

また、資本費の圧縮とともに、電力や薬品などのランニングコストを抑制できる施設の構築も必要です。そして、これを実現するためには技術職員の育成が不可欠であると考えています。

このような、根本的な支出の抑制の積み重ねこそが、収入減少の際に健全運営を可能とするものと考え、現在、この整備構想に基づいた長期財政計画を作成中です。今後は、計画のローリングを毎年行いながら、5年に1回を目途に料金制度を検証し、ゼロ改定であってもその時点の計画に適合する改定を行うこととしています。

8. おわりに

前回の料金改定は平成9年、今回の改定の施行は平成29年4月ということで、まさに20年ぶりの改定となりました。

アセットマネジメントに係る説明が不十分な状態では、市民からは「事業経営は黒字なのに、なぜ今改定するのか」という疑問が生まれます。これは当然のことではありますが、一方で、本当に切羽詰まってから料金改定を切り出し「こうなるまでどうして放っておいたのか」と無計画を指摘されることだけは避けなければなりません。

市民、議会、そして経営審議会に対しては、時間をかけて現状及び今後の見通しについて説明を繰り返していくことが、やはり最善の方法であると感じました。

今後も使用者の負担に配慮しながら、安全でおいしい水を持続的に安定供給できる公平・公正な料金体系を構築していけるよう、引き続き努力していきたいと考えています。

